

決議第4号

延岡市役所ハラスメント問題に関する第三者委員会の設置及び調査を求める決議

読谷山市長による市職員に対する男性器の俗語を用いた発言がこの度明らかになった。

市長は自身の発言内容が不適切であると認める一方、セクシュアル・ハラスメントには該当しないとの見解を示している。

一方、市当局は今回不適切発言を浴びせられた当該職員に対して未だに聞き取りを行なっていないなど、不誠実極まりない対応となっている。

さらに議会の一般質問では、市の対応には本人からの相談が必要との旨を答弁するなど、問題の解決に向けた姿勢を示していない。このことは本市の信用を著しく失墜させるばかりか、不快に思った当人の心情をないがしろにするものであり、問題をより複雑化させるものである。

この問題の解決には早急に市として調査に取り掛かる必要があるが、本来ハラスメント撲滅の先頭に立つべき読谷山市長と山本副市長が当事者であり、市長・副市長が今回の調査を直接行うのは適当ではない。

よって、市当局に対し、この問題の全容を徹底的に解明するため、下記のとおり第三者委員会の設置及び調査を求めるものとする。

- 1 弁護士も含めた第三者委員会を速やかに設置し、早急に調査を行ったうえで、その結果を公表すること。ただし、第三者委員会委員の人選については、宮崎県弁護士会に推薦を依頼するなど、恣意的な人選が行われないようにすること
- 2 第三者委員会による調査については、他のハラスメントがないかも含め、秘匿性に配慮しながら市職員が回答しやすい形で行うこと。併せて、読谷山市長就任後に退職した元職員も調査対象に含めること
- 3 ハラスメントについては「延岡市職員等のハラスメント防止等に関する規程」及び「人事院規則」に基づき判断すること

以上、決議する。

令和6年7月8日

延岡市議会